

法務省政策評価懇談会（第39回）議事録

1. 日 時

平成26年 3月10日（月） 13：30～15：17

2. 場 所

法務省 1階会議室

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
柿嶋 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 川端 和治	弁護士
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務 シニアオフィサー
南雲 弘行	公益財団法人国際労働財団理事長
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

法務事務次官	稲田 伸夫
官房審議官（総合政策統括担当）	小野瀬 厚
秘書課企画調査官	田邊 孝文
秘書課企画調整官	岩田 伸雅
秘書課補佐官	中臣 裕之
人事課補佐官	江平 博
官房参事官（予算担当）	伊藤 栄二
施設課技術企画室長	徳広 敏彦
厚生管理官総括補佐官	国本 健三
訟務部門訟務広報官	吉原 宏
司法法制部参事官	松井 洋
司法法制部参事官	鈴木 昭洋
司法法制部付兼官房付	中島 行雄
司法法制部付	宮木 恭子
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
官房参事官（刑事担当）	濱 克彦
矯正局成人矯正課企画官	本田 久人
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文

矯正局少年矯正課企画官	小山 定明
保護局観察課処遇企画官	稲葉 保
人権擁護局参事官	大山 邦士
入国管理局総務課企画室長	福原 申子
法務総合研究所総務企画部付	小長光健史
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	菊地 真二

<事務局>

秘書課長	名取 俊也
官房参事官（総合調整担当）	椿 百合子
秘書課付	熊田 彰英
秘書課補佐官	山田 美子

4. 議 題

- (1) 法務省政策評価に関する基本計画（案）について
- (2) 平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

- 資料1-1：法務省政策評価に関する基本計画（案）
資料1-2：法務省政策評価に関する基本計画 新旧対照表（案）
資料2：平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）
資料3：目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

6. 議事

○川端座長：それでは、定刻になりましたので、これより第39回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶があります。

○稲田法務事務次官：御紹介にあずかりました法務省事務次官の稲田でございます。本年1月に事務次官に就任いたしました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、委員の皆様方におかれましては大変御多忙のところ、第39回の政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針におきまして、政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラと位置付けられ、政策評価を形式的なものにせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進めることとされたところでございます。

これを受けまして、各府省におきましては、共通の評価区分を用いるとともに、施策によっては数年間の取組を経た上で評価を行うなど、評価対象の重点化を図ることといたしました。法務省におきましても、その趣旨を踏まえ、より実効性のあるPDCAサイクルの確立に取り組むとともに、引き続き、より分かりやすい評価書の作成に努め、評価の客観性の向上などを図ってまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から、それぞれ御専門の分野における知見あるいは幅広い御経験な

どに基づきまして、是非とも忌たんのない御意見を頂きたいと存じます。そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○川端座長：続きまして、法務省のメンバーが替わっておりますので、小野瀬官房審議官に一言、お願いいたします。

○小野瀬官房審議官：官房審議官の小野瀬でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○川端座長：ありがとうございました。ここで法務事務次官は公務により退席いたします。
(稲田法務事務次官 退室)

○川端座長：それでは、本日の審議事項及び政策評価の最近の動きについて、事務局から説明願います。

○熊田秘書課付：事務局でございます。本日もよろしくようお願いいたします。

本日、御審議いただきますのは、お手元の議事次第にございますとおり、議題の1つ目といたしまして、「法務省政策評価に関する基本計画（案）」及び議題（2）にございます「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」でございます。

この関係で委員の皆様方の席上に資料を3点配布させていただきました。まず、議題（1）に関係いたします資料は、資料1－1「法務省政策評価に関する基本計画（案）」、資料1－2「法務省政策評価に関する基本計画新旧対照表（案）」でございます。議題（2）に関係いたします資料につきましては、資料2「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」でございます。なお、従前と同様、政策評価に関係いたします法令や閣議決定などにつきましては、参考資料として準備いたしておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

続きまして、政策評価制度に関連しました最近の動きにつきまして御説明いたします。

昨年6月に閣議決定いたしました骨太の方針におきまして、「実効性のあるPDCAサイクルの実行」という項目が掲げられ、「政策評価は政策の効果と質を高めるための政策インフラである。」「政策評価を形式的なものにせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進める。」とされたことを受けまして、総務省におきまして、1つには評価基準の標準化、2つ目に評価の重点化による質の向上につきまして検討を行いました結果、昨年12月、資料3にございます目標管理型の政策評価に関するガイドラインが策定されるに至っております。

この中で、主として新たな取組といたしましては、以下の2点が掲げられてございます。

まず、資料3の3ページの3（1）を御覧いただけますでしょうか。評価基準の標準化という観点から、評価書の統一性及び一覧性を確保するため、各府省庁共通の評価区分として、1段落目に記載してございます5段階の区分を用いることとされております。

続きまして、4ページの4を御覧ください。評価の重点化という観点から、従来、原則として各施策とも毎年度政策評価を実施していたのを改めまして、今後は業務量、緊急性などを勘案した一定の周期、例えば毎年から数年に及ぶものまで様々な周期が考えられるところではございますが、こうした一定の周期を定め、その上で政策の見直しも含めた踏み込んだ評価を行うこととしております。

この標準化、重点化のいずれにつきましても、平成26年度に実施する政策評価から適用されることとなっております。

なお、後ほど御説明いたしますが、本日、御審議いただきます「法務省政策評価に関する基本計画（案）」及び「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」につきましては、いずれもこのガイドラインを踏まえて作成したものでございます。

審議事項などに関します説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、議題であります「法務省政策評価に関する基本計画（案）」について、事務局から改定の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、事務局から基本計画の改定につきまして御説明いたします。

お手元の資料1-1の1ページを御覧ください。今回の基本計画の主な変更点は2点ございまして、いずれも先ほど御説明したガイドラインを踏まえてのものであります。

まず、1つ目は評価の重点化という観点から、従前よりも長い周期で評価が可能となりますよう、基本計画の適用年数などを伸長したものであります。具体的には基本計画の1「計画期間」におきまして従前は「3年間」としておりましたところを、政策評価法に定められた期間の上限であります「5年間」に伸長いたしました。また、4ページの最後に記載してございますが、6（2）におきまして事後評価は「1年から3年程度の周期」で行うとしていたところを「1年間から5年程度の周期」とし、評価の周期年数を伸長いたしました。これらによりまして、より効率的な評価作業が実現されるものと期待をしておるところでございます。

なお、この基本計画の変更を踏まえまして、今回、御審議いただきます平成26年度の実施計画（案）の中にも、3年を超えた後に評価を実施することとしている施策が幾つかございます。これらにつきましては、後ほどまた御説明をさせていただきます。

次に、変更点の2つ目でございますが、6ページの10「実施体制に関する事項」を御覧いただけますでしょうか。評価の重点化に関連いたしまして、ガイドラインにおきまして評価を行わない年度におきましては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行うとされておりましたことから、これに従いまして法務省におきましても評価を行わない年度につきましては、実績の測定結果の報告（モニタリング）を実施することといたしてございます。

以上が主な変更点でございますが、資料1-2に新旧対照表を付してございますが、この新旧対照表に記載してございますとおり、これら2つを含め、あるいはそのほかにつきましては形式的な変更となっております。

基本計画の改定に関します説明は以上であります。

○川端座長：それでは、今の説明について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○南雲委員：南雲です。よろしく申し上げます。

今、御説明いただいた資料1-2の3年間を5年間にするという御説明があったんですが、よく理解できなかったんですが、もう少し詳しくなぜ3年だったのを5年にしなければいけないのか、3年で何か課題があって5年に延ばせばいいというものでもないと思いますけれども、その辺について少しお願いいたします。

○熊田秘書課付：事務局でございます。

先ほど申し上げましたとおり、ガイドラインが今般改定されまして、評価の重点化が一つの大きな変更点として導入されております。これは、これまで毎年度評価しておりました点

につきまして、施策によっては、例えば5年計画でありますとか、あるいは施策によっては3年を目途にとかいう計画が立てられているものがございます。そういった場合に毎年度評価するという手法もある一方で、計画年度、3年でありますとか、5年といった年数、これを経た時点で最終的に評価をすることが施策の進捗状況と一致するのではないかと、こういった観点から今回、それぞれの施策に応じて、従前どおり、毎年するものもあれば、2年、3年、4年、5年といった一定の周期でするものもあるということになってございます。

この関係で、例えば法務省におきましても、3年を超える見通しあるいは計画を立てている施策もございまして、その点につきましてはまた後ほど、それぞれの項目で御説明いたしますが、そういった施策もあります関係上、基本計画を3年ではなく5年という枠、飽くまでも基本計画は5年というスパンにしておきまして、かといって、5年に一度しか各施策を評価しないというわけではなく、毎年あるいは一定の周期で評価することを前提に、ただ、根本的な法務省としてのガイドラインというべき基本計画は、5年ということで策定しておくという趣旨でございます。

○川端座長：よろしいですか。

ほかに御質問や御意見はございますか。

ないようでしたら、御了承いただけたということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、そうさせていただきます。

それでは、次に「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御議論いただきたいと思っております。初めに、事務局から実施計画（案）全体及び基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策についての概要を説明願います。

○熊田秘書課付：事務局でございます。

それでは、まず、実施計画（案）全体につきまして御説明いたします。

資料2の3ページを御覧ください。まず、政策体系について若干御説明いたします。政策体系は法務省の基本政策、政策及び施策につきまして体系的にまとめたものでございます。従前、各政策及び施策に付しました括弧書きの中に、それぞれの基本目標を記載しておったところでございますが、政策評価の実施計画やあるいは評価書との整合性を保つため、政策や施策の概要を記載するよう変更いたしました。これによりまして政策体系の施策の括弧書きの中身、それから、実施計画や評価書にございます施策の概要欄、これが一致する同一の記載となることとなります。

続きまして、8ページを御覧いただけますでしょうか。全体の概要について御説明いたします。

今回、政策評価の対象となりますのは、法務省が行っております政策のうち、20の施策についてでございます。内訳といたしましては、総合評価方式で1施策、事業評価方式で2施策、その他17の施策につきましては、目標管理型となっております。また、目標管理型の政策評価につきましては、先ほど御説明いたしました目標管理型のガイドライン、これを踏まえまして、重点化による質の向上の観点から政策評価の時期を検討いたしました結果、2年以上の周期で評価を行うこととしたものが17のうち、約半数の9となっております。

1ページ前に戻っていただきまして、7ページの「政策評価実施予定時期」欄を御覧いただけますでしょうか。こちらに政策評価それぞれの施策につきまして、政策評価の実施予定

時期を記載してございます。この中で「平成27年8月」と記載された施策につきましては1年後に評価し、原則として毎年度評価をするものでございます。それ以外の例えば「平成28年8月」あるいは「平成29年8月」などと記載してあります施策につきましては、それぞれ2年、3年あるいは4年後といった一定の周期の後に評価することとしているものでございます。その内訳を申し上げますと、毎年、基本的にこの時点で毎年度評価するものとしているものが8施策、2年周期のものが1施策、3年周期が5施策、4年周期が3施策となっております。本日は、これら20の施策の実施計画（案）につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと存じております。

それでは、続きまして基本政策Ⅰにつきまして御説明をさせていただきます。資料2におきましては9ページ以下になってございます。

まず、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」についてでございます。この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、そして、我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図るということを内容としたものでございます。平成22年度からの施策・取組につきまして、これまで総合評価方式により、いわゆる中間報告という形でありましたが、今回の実施計画に基づきまして、施策としての最終的な評価を平成27年8月に行うこととしてございます。また、具体的な法整備あるいは立法作業の状況につきましては、11ページから15ページの一覧表のとおりでございます。

次に、16ページでございます。「法曹養成制度の充実」について御説明いたします。この施策は、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保、そのほかの司法制度を支える体制を充実強化するということを内容としております。実施計画の内容といたしましては、法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討という測定指標につきまして目標を設定し、評価を行うこととしております。この施策の政策評価の実施予定時期は平成27年8月でございます。

次に、19ページでございます。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御説明いたします。この施策は、国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図るということを内容としております。実施計画といたしましては、認証紛争解決事業者の拡充という測定指標につきまして目標を設定した上で、評価を行うこととしております。この施策の評価実施予定時期につきましては、3年後になります平成29年8月としております。

次に、22ページの「法教育の推進」につきまして御説明いたします。本施策は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとりた紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進するという内容でございます。実施計画といたしましては、まず、1つ目に法教育推進協議会等の活動状況及び法教育活動への協力・支援、2つ目に法教育に関する広報活動等の実施状況という測定指標を設定いたしまして、これらの目標の進捗状況等につきまして評価を行うということとしております。本施策の政策評価実施予定時期は平成27年8月でございます。

次に、25ページになります。法務に関する調査研究としての「犯罪被害に関する総合的研究」についてでございます。この研究は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施いたしまして、これまでの犯罪被害実態調査結果との経年比較などを行うことによりまして、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策につきまして、その在り方などを検討するための基礎資料を提供することを目的としております。平成23年度から平成24年度までの2か年で実施されたものでありまして、評価方式といたしましては事業評価方式でございます。この研究につきましては、平成22年度に事前評価を実施しておりまして、その結果、研究すべき課題であるということで、実施されることになったものでございますが、今後、外部有識者等で構成されます研究評価検討委員会におきまして、28ページ以下に記載してございます評価基準、こちらによりまして研究実施後の効果を判定することとしております。

続きまして34ページ、同じく法務に関する調査研究としての「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究」につきまして御説明いたします。この研究は、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することを目的としてございます。平成24年度に研究が行われてございまして、こちらにつきましても事業評価方式を採用してございます。この研究につきましても平成23年度に事前評価を実施しておりまして、その結果、早急に研究すべき課題として評価されてございます。既に研究が終了しておりますので、今後、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会、こちらにおきまして41ページ以下に記載してございます評価基準によりまして、研究実施後の効果につきまして判定することとしております。

基本政策Ⅰに関します説明は以上でございます。

○川端座長：ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いいたします。

○伊藤委員：質問なんですけれども、法曹養成制度充実のところの17ページで、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究とあります。今、司法試験の合格者が年間2,000人を超えて、特に若い弁護士なんかなかなか活動できないというようなことも言われるのですが、そういう意味で、意味のある研究だと思うんですが、この概要があるんですけれども、もう少し具体的に例えば調査研究というのは在外企業からのヒアリング等も含めてやるのかということとか、国際訴訟案件というのはどういうことを指しているのか、また、外国における外弁規制の研究というのは、つまり、日本の弁護士資格を持ちながら外国に住んで活動するというを前提にした研究ということなのでしょうか。その辺りをもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

○司法法制部：司法法制部の中島でございます。お答えいたします。

まず、1点目のこの調査研究でどのような活動を行うことを予定しているかということについてでございますけれども、調査の趣旨としましては日本企業あるいは在留邦人に対する法的支援を更に充実させるために、日本の法曹ができることがないかということを探るのが調査研究の目的でございます。現地に日本の法曹資格を持った人、民間の弁護士を想定しておりますけれども、を派遣いたしまして、現地における企業あるいは経済団体等からのヒアリング、あるいは日本の在外公館等からのヒアリングなどを行うことを想定してお

ります。

それから、国際訟務案件といいますのは、日本政府が訴訟の当事者となる案件を想定しております。例えば海外で日本政府が訴えられるといったような事案を想定しております。

それから、外弁の規制の関係でございますけれども、海外で日本の法曹資格を持っている人が活動するということになりますと、当然、現地の法律上は現地国の弁護士ではなくて、日本でいいます外国法事務弁護士ということになりますので、その資格の下でどのような形の活動が可能かということを探るということをご想定しております。

○伊藤委員：分かりました。

○川端座長：そのほかにございますか。

○南雲委員：今の関連なんですけど、実は私はこの法曹養成制度の検討会のメンバーの一員としてずっと参加をさせていただき、いろいろな意見を言ってきたんですが、今、言われた海外に対する海外展開を促進する方策を検討するための調査研究を行うということについて、法曹養成検討会議の中では余り海外についての部分は議論されていなかったのではないのかなと、逆に国内でどうやるということでも地方自治体間の採用を踏まえるとか、そういう日本国内における企業又は地方自治体にいかに採用してもらって、活躍の場を見付けていくんだということが主であったような気がするの、なぜ、これが急に出来たのか、私は違和感を持って先ほどからずっと見ていました。

それと、この部分は法務省に関わる分だけということ、ここに記載をされたということでもよろしいのですか。法曹養成検討会議の中でも言われたんですが、法曹養成は法務省だけに関わるのではなくて、関係する省庁が連携をして法曹養成制度をどうしていくんだということを検討すべきであると、確か検討会議の結論として出されたと思うんですが、その言葉がどこにも入っていない、なぜ、そうなっているのか。法務省であっても法務省の調査、いろいろな調査をするといったときには、他の省庁とどういう連携をするかということには、私は他の省庁も入れるべきだと思うし、法務省も入れるべきだと思うんですが、その点についてお聞かせください。

○司法法制部：司法法制部でございます。

まず、最後の他の省庁との関係という点についてでございますけれども、今回の法曹養成に関する検討というのは、基本的には内閣官房の下に設置されております法曹養成制度改革推進室において、一次的に検討を行うという立て付けになっております。その中で法務省において行うこととされているのが法曹有資格者の活動領域に関する取組ということで、ここに法曹有資格者の活動領域の点というのを挙げさせていただいております。

それから、国内での活動領域の拡大に関する点でございますけれども、これらの問題については取組をしないということではございませんで、この有識者検討会の下で、国・地方自治体福祉等、それから、企業に関する分科会というのも併せて設けておまして、この中でそれぞれの分野に関する活動領域の拡大の取組というのは、日弁連などとも協力しまして行っているところでございます。

○川端座長：よろしいですか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。

先ほどの南雲先生から御質問の中にございました他省庁との連携に関してですけれども、

この点、今回、こちらにございます法曹養成制度の充実のみならず、例えばこれまでもいろいろと御意見を頂いた法教育でありますとか、いろいろなものが各省庁、要するに法務省だけではなくて、いろいろなところと関係している施策というのがございます。もちろん、そういったものも含めて、今後、連携を更に強めていくなり、あるいは改善していくということが必要になってこようかと思えます。

そうした部分につきまして、どの程度、政策評価、要するに法務省が進めている施策についての政策評価の中で、どれほど言及する、あるいはそ上に載せるのかというのは、1つには今後も含めた政策評価の在り方の一つとして課題にもなっているのではないかと事務局としては考えておるところでございます。その中で、例えば、実際に実施しまして、毎年度夏をめどに評価をするわけですけれども、そうした中で、例えば今現在、こうした取組をほかのところと連携しつつあるということですか、今後、他省庁も含めてこのような動きがあるといった御紹介なんかはできると思われまして、それから、総合評価という形で評価していく中などにおいて、そういうところにも言及ができるのではないかと考えております。まだ、こういった形というお示しできるものを持ち合わせているわけではございませんが、そういった形で整理していくのも一つの考え方なのかなと考えております。

○川端座長：ほかにございますか。

○田辺委員：2点ございます。

一つは裁判外紛争解決手続の拡充・活性化のところでございます。これは基本的には26年から28年にかけてADRに関わる事業者の拡充ということを目指していると思えますけれども、ただ、次のページの20ページのところで、21年から24年の数値の動きというのを見ると、増えていないことはないし、あと、認証数も新しくはできているんだと思えますけれども、ただ、実際の利用実績等を見ると、もう安定しているのではないかという感じがいたしまして、安定しているのだったら拡充を図るより、むしろ、その中身、クオリティの方にそろそろ評価の軸を向けていいのではないかと思ったりいたします。拡充のところも多様性というようなことがありますので、なぜ、まだ拡充しなければいけないのか、それから、どういったところにADRの多様性を確保する余地があるのかといった点について御説明いただければというのが1点目でございます。

2点目は一連の研究のところでございます。例えば34ページでございましょうか。知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究ということで具体的な中身に関して、これを見ると研究期間は平成24年度です。ただ、そこで実施予定の評価の時期を見ると平成27年8月ということになっています。一応、私の生業は研究ですので、3年空けて研究の中身を評価するというのはまずない、つまり、もっと早く24年にやったら25年の前半ぐらいでまとめて、後半には何らかのレビューが入るとというのが科研費そのほかで取ってきた研究の普通のやり方なんですけど、何ゆえにこんなに時間を空けて、時間を空けたからといって酵母の発酵ではないので、より味が増すというようなことも考えられないんですけれども、何でこんなに空いているのかなというのが基本的な疑問でございます。

以上、2点ほどを。

○司法法制部：司法法制部参事官の鈴木でございます。第1点目につきましてお答えをさせていただきます。委員が御指摘のとおり、内容の充実という点に関しましては、非常に重要な

ものと認識を致しているところがございます。ただ、拡充を政策評価の測定指標とさせていただいております理由につきましては、認証制度が開始した平成19年4月以降、御指摘のとおり、認証数は徐々に増加しております。取扱分野に関しましても民事紛争全般のほか、製造物責任ですとか、土地境界、特定商取引、下請取引等々、様々な分野をカバーしつつあるところがございますが、その反面、いまだ認証事業者が取り扱っていない業種も多数存在していると考えております。

また、地域的な偏在という問題点もございまして、社会保険労務士会ですとか、司法書士会のように全国的に配置されているADRというのは見られるところなのですが、社団ですとか財団ですとかNPO法人等が実施する認証ADRにつきましては、東京都等の都市部に偏在している状況にございまして、まだまだ、国民にとって紛争解決のニーズが適切に対応できる体制が整っているとは言い難い状況にあるとは認識いたしているところがございます。

○田辺委員：ありがとうございました。

○川端座長：よろしいですか。

○法務総合研究所：法務総合研究所の小長光でございます。

法務に関する調査研究につきまして、評価の実施時期につきましてお答えいたします。委員が御指摘のとおり、この研究につきましてはできるだけ早く研究の成果を取りまとめた上で、評価していただくことが妥当だとは思いますが、実際のところ、まず、取りまとめに時間が掛かっているところがございます。実際に取りまとめたものを政府関係機関等々にお配りをして、それが実際に利用されているのかどうかと、そういうところも踏まえた上で評価をした方がいいということがございまして、若干、評価時期が後ろになっているところがございますけれども、できるだけ早く取りまとめを行った上で、評価時期についてもできるだけ早い時期に今後していきたいと考えております。

○柿嶋委員：先ほど話題になっていた複数省庁に関わる連携する必要がある事柄に関してなんですけれども、そういうことについての政策評価というのは、それぞれの官庁の所管のところは、それぞれの官庁が所管でなさいますよね。先ほどの話だと内閣府に置かれている組織がうんぬんというお話でしたけれども、そうすると、内閣府で政策評価をそのことについてするんですか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。

申し訳ございません。例えば取りまとめ省庁において実際に政策評価というそ上に載せているかどうかということまで、今現在、事務局として持ち合わせていないんですが、もちろん、幾つかにまたがっていて施策として取り組んでいるものについて、そういった形で取りまとめ省庁の中において施策の評価をしているというところはあるかとは思いますが。恐らくその次には、そうすると、それぞれの省庁がそれをきちんと受け取っているのかということになるかと思っておりますけれども、その点も一つには今後、きちんと当然、留意していかなければいけないところだと思っておりますので、そういった連携についてはまた今後、少し事務局においても意識はしていきたいと思っております。

○川端座長：それでは、私からも少しお伺いしたいんですが、1つは7ページの政策評価実施予定時期ですけれども、南雲委員からも御質問がありましたけれども、基本は1年を評価の単位としつつ、幾つかのものについて、28, 29, 30という具合に評価の時期を分けているよ

うですけれども、これは何か基準があつて、こういう分け方をしたのか、それとも全く一つ一つの政策ごとに個別に検討した結果、こういうことになったということなのかということが一つです。

それから、17ページの法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討ですけれども、これは司法改革において、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換ということが決められている関係で、相当、分厚い層の法曹が必要になるということで増員を図ったわけですけれども、しかし、現状を見るとそれだけの年間3,000人程度の法曹すら日本社会ではいかすことができないという状況があつて、それで、活動領域の在り方が検討されるということになったんだと思うんですけれども、ただ、私自身の経験ですけれども、福島県の原因の事故の補償について脇でモニターしていて感じたんですが、9割の被害者の方は東電が提示した基準にのっとって東電に補償申請して、そのまま、それを受け入れているということになったわけです。

一方、福島県の弁護士の方は、事務所に相談に来る方は全員、きちんと対応してできている。だから、これ以上、福島県に弁護士をこの問題で増やす必要はないと、応援は要らないという態度をとられたわけなんですけれども、もちろん、東電の提示した基準が非常に公正で、十分な賠償が得られるということで満足しているということであれば、それはそれで非常にうまくいったというか、日本が基本的に弁護士の要らない社会であるということを示したということになるかとも思うんですけれども、ただ、新聞記事を見ると必ずしもそうではないだろうという気がどうしてもするんですね。ということは、活動領域を今より外に広げるとするのは非常に重要ですが、内側の方で既に本来、弁護士の活動領域であるところでもっと何か、この事後救済社会に転換するために法曹の能力を活用するためには、何か制度上の障害になっているものがあるのではないかとこの気もして仕方がないんです。

アメリカでこういう事故が起これば、ものすごい数の訴訟が起こるとするのは当然で、なぜ、それができるかという、クラス・アクションとそれから懲罰的賠償制度があるからだろうと思うんです。後者は日本では恐らく導入不可能だと思いますけれども、クラス・アクションもある程度、消費者被害については限定された形で導入されていますけれども、そういったものを一般的に導入するというのも、基本法制の在り方として考えるべきではないのか。それと結び付けば法曹有資格者の活用がもっとできるのではないかとこの気がするので、その辺はどうお考えになっているのかということをお聞きしたいというのが2点目です。

3点目ですけれども、これは非常に単純な質問なんですけど、法教育の推進で予算額の推移を24ページで見ると25年度に大幅に増えて、大幅に増えてといっても1,600万になっただけです。絶対額としては少ないんですけれども、26年度はまだ未定なので数字が記入されていませんが、これが一体、前年度の1,600万円のレベルを維持されることになるのか、あるいはそれをもっと拡大できることになるのかということをお伺いしたいと思います。

○熊田秘書課付：それでは、まず、1点目の評価予定時期につきまして、事務局からお答えいたします。

座長から御指摘いただきました、その基準といったものについてでございますが、先ほど若干説明をさせていただきました資料3、ガイドラインがございます。こちらは総務省の検討を踏まえて、政策評価各府省連絡会議が了承したガイドラインでございますが、例えばこ

の中で申し上げますと4ページにございます、4ページの4、特にこちらが関わってくるところでございますが、いろいろな施策を持っている各府省庁がございます。また、法務省の中でも施策によって様々な色合いがございまして、先ほど申し上げましたように計画あるいは見通しについて複数年を見通しているものがございます。そうした中で、毎年度、指標の進捗だけを見て評価するというよりも、計画に応じて、長さに応じて、適宜、適切な時期、基本的にはその計画が終了する時期かと思えますけれども、そういった時期に施策の総括的な評価、これをするのが一つ適切ではないかという考え方が背景にございます。

ただし、その中が例えば数年間、全く見えずにいきなり4年後あるいは5年後とかに出てくるというのも、果たして政策評価をして適当なのかというところもございますので、そういった意味で、各年度にモニタリングといたしまして進捗状況を、それは当然、毎年度の政策評価懇談会におきましても御報告はさせていただきます。そういった中で、進捗状況を見ていただきまして、最終的に評価についての御意見を頂くということにしておりまして、法務省の各政策についての評価時期といたしますのは、このガイドラインを基本的に踏まえて各担当部局において検討した結果でございます。ただ、もちろん、今後、この施策は毎年度やります、あるいはこの施策は数年度に一回やりますということにつきましても、この懇談会の場におきまして、また先生方から様々な御意見を頂ければとは考えております。

○司法法制部：司法法制部の中島でございます。座長から御指摘のあった点についてお答えいたします。まず、活動領域の拡大の取組と申しますのは、必ずしも従来の典型的な法曹の活動領域であった法廷での訴訟活動といったところに限定せず、もっと幅広い分野、幅広い側面で国民の司法的なニーズを満たすというところを主な目的としております。そういった意味では、従来、なかなか、司法へのアクセスができなかった人たちへのアウトリーチ活動といったことも、この中には含まれてくるのではないかなと思っております。御指摘のありましたクラス・アクションですとか懲罰的賠償といたしますのは、活動領域というよりはどちらかという法制度の面でございます、これは活動領域の拡大とはまた別の面での検討が必要になってくるのではないかなと考えております。

○司法法制部：司法法制部参事官の松井と申します。

今、中島官房付の方から説明がございましたけれども、若干、補足して申し上げますと、東京電力の方が非常に人海戦術的に人を使って懇切丁寧に御説明をされるわけで、そういう意味で、企業対個人で問題解決を図ろうとしているというのは承知しているんですけども、例えば浪江町などでは東京電力が提示した精神的損害賠償の額について非常に町を挙げて、それでは不十分なのではないかという観点から、町に弁護士を雇用して一月35万と聞いていますけれども、そういうような形で訴訟を起こす、あるいは現場にADRがありますけれども、ああいうものを利用していくというような動きがあると聞いております。また、福島県弁護士の活動について詳細に承知しているものではありませんけれども、確かに座長がおっしゃるような動きがある反面、東京の方で大規模な弁護団を構成いたしまして、先ほど中島が申し上げていたようなアウトリーチの形で福島の方のニーズを吸い上げると、こういうような活動もしているというふうなことは承知しているところでございます。

すみません、法教育担当なので法教育の関係も申し上げますが、予算の関係につきましては、今、国会で審議中の26年度予算についてでございますけれども、1,400万円を提示をして

いるということでございます。25年から予算規模が上がっているというものにつきましては、教材作成等について教材作成とリーフレットと聞いておりますけれども、この費用でございまして、25年、26年で200万円の差があるのは、25年が小学校教材で、来年度が中学校教材ということで、その学校数等によるものということでございます。

○中村委員：中村でございます。法務に関する調査研究のところで、犯罪被害に関する総合的研究のところについて一つお伺いをしたいのですけれども、こちらの潜在的な犯罪被害について調査するというので、漠然とはそういうことは有意義なのではないかという感覚はあるのですが、具体的にどのような使われ方というかを想定されているのかというところを一つお伺いをしたいと思います。

○法務総合研究所：法務総合研究所でございます。委員が御指摘のとおり、具体的にどういう形で使われるのかということになりますと、公表されている件数では分からない暗数というものを踏まえながら、どういう形で犯罪対策をしていくのかということを検討しなければならないということになると思いますので、その中で使われるようなものではないかと考えております。

○川端座長：よろしいですか。

それでは、次に基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅱに関する説明をさせていただきます。

お手元の資料の47ページを御覧いただけますでしょうか。「検察権行使を支える事務の適正な運営」についてでございます。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るということの内容としております。実施計画といたしましては、1つ目にサイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化、2つ目に被害者支援担当者の育成、3つ目に検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況、これら3つの測定指標につきまして、目標を設定した上で評価を行うこととしております。この施策の評価実施予定時期は平成27年8月となっております。

次に、52ページでございますが、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」についてであります。この施策は、矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用などを図るとともに、研修、訓練などを通じて職員の職務執行力の向上を図るということの内容としております。実施計画といたしましては、刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況、また、総合警備システムの更新整備施設という2つの指標を掲げ、これらについて目標を設定した上で評価を行うこととしております。本施策につきましては4年後の平成30年8月に政策評価を実施することとしております。

次に、56ページでございます。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」についてであります。この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するという内容を内容としております。実施計画といたしましては、刑事施設における職業訓練の充実度、刑事施設における就労支援実施人員の割合、少年院における就労支援実施人員の割合、これら3

つの測定指標を掲げまして、それらの目標達成状況などを踏まえまして評価を行うこととしております。この施策の政策評価実施予定時期は2年後になります平成28年8月としております。

続いて62ページ、「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について御説明いたします。この施策は、職員の業務負担の軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図るため、民間委託などを実施するというものを内容としております。実施計画といたしましては、PFI刑務所における職業訓練の充実、職業フォーラムの活用という2つの測定指標を掲げまして、これらの目標達成状況などを踏まえて評価を行うこととしております。本施策の政策評価実施予定時期は3年後になります平成29年8月を予定しております。

次に、67ページでございます。「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明いたします。この施策は、保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するという内容を内容としております。実施計画といたしましては、1つ目に性犯罪者処遇プログラムの受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合、2つ目に保護観察終了者に占める無職者の割合、さらに、行き場のない保護観察対象者等の受入状況や犯罪予防活動の推進状況といった指標について、それぞれ目標を設定し、評価を行うこととしております。本施策の政策評価予定時期は平成29年8月となっております。

次に、76ページに記載しています「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。この施策は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するという内容を内容としております。実施計画といたしましては、精神保健観察事件の取扱件数のうち、保護観察所長の申立てによって処遇終了の決定を受けた者及び観察期間が満了した者の割合、言い換えますと、一般精神科医療等への移行がなされ、社会復帰を遂げたと評価できる者の割合を測定指標として掲げ、これらの目標達成状況などを基に評価を行うこととしております。政策評価の実施予定時期につきましては平成30年8月となっております。

次に、79ページでございます。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」についてであります。この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うというものであります。実施計画といたしましては、いわゆるオウム真理教の活動状況及び危険性の解明、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況、さらには破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上、並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という指標を掲げまして、これらの目標達成状況などを踏まえまして評価を行うこととしております。本施策につきまして評価の実施予定時期は平成27年8月としております。

基本政策Ⅱに関します説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。

○前田委員：質問ではない、意見みたいになってしまうんですが、47ページの検察権行使を支える事務の適正な運営ということで、いろいろ問題があるのは分かるんですが、国全体の内閣の、ここにも最後のところに「世界一安全な日本」創造戦略を踏まえて政策を採ると言っ

ているんですが、法務省のサイバーに対しての対応は、国全体の中で非常に遅れているという感じがいたします。「世界一安全な日本」創造戦略の中で法務省が果たした役割は余り大きくなかったし、これは警察主導ですよね。その後に出ている内閣のIT戦略の中に法務省は一切関わっていない。

ここの中で出てきたデジタルフォレンジックの実力を蓄えるとかいうのはいいんですが、各省庁は走り出していて、理系の人間を各省庁はどこが採るかという競争になってきていますよね。それは防衛省も本気で、警察庁は元々ですけれども、それから、経産省、それから、総務省と、文科省も頑張り出したと。その中で、ですから、東京地検と大阪地検にサイバー担当検事を置く。ただ、その技術系の人をどう入れていくかみたいな戦略は、ですから、全体が非常にゆっくりめに評価しますので、さっきの法曹の評価もそうなんですが、それはそれでいいと思うんですが、基本戦略としてこういうことをやって、だから、各地検にデジタルフォレンジックみたいなのをやる人を少しずつ作っていきますよ、それを何年か後にチェックしますよといったときには、完全に日本の中で法務省だけ穴が空いているという状況が来ると思います。

○川端座長：御意見ということですが、何か法務省の方で。よろしいですか。

ほかに御質問はございますか。

○田辺委員：2点ほどでございます。

1つは58ページの矯正施設におけるところの少年院における就労支援実施人員の割合でございます。目標値等はこれで構わないとは思っておりますが、1つ、御質問したいの一番上の就労支援実施人員の割合というところで、これは要するに少年院において就労支援をやったという数字だと思っておりますけれども、これらの支援を受けた方々が実際に就労できた割合というのはどのくらいなのでしょう。逆に、参考指標のところから出てきますと、少年院を仮退院した後の保護観察終了時における有職者の割合ということで、70というような数字が出ていますけれども、逆に言いますと、少年院で就労支援をきちっとやった方がいいのか、それとも、出た後で保護観察中にきちっと支援にウエートを置いた方がいいのか、ある意味ではリソースをどっちに使った方がいいのかという問題が出てこようかと思っておりますので、そういった点を把握しているんでしたら、是非ともお願いしたいというのが1点目でございます。

2点目は69ページのところでございます。これは保護観察終了時に占める無職者、今度は成人の方だと思っておりますが、変な意見でありますけれども、完全失業率を参考指標に入れているというのは、ほかの参考指標の性質と違う感じがいたします。ほかのはコントロールはできないけれども、自分のところの省庁の事業とか、そういうのを参考指標として見ているという感じですが、完全失業率は逆に外的要因でこうなっているから、全体として悪いけれども、こっちでは頑張っているよというところのためだけに出しているような気がいたしまして、簡単に言うと、これは抜いた方がいいのではないのでしょうかという意見でございます。

以上、2点ほど申し上げました。

○矯正局：矯正局少年矯正課の小山でございます。

先生の1点目の御指摘の関係につきまして、お話をさせていただきたいと思っております。先生

も御指摘の58ページの保護観察終了時における有職者の割合は70.5パーセントという御指摘、その前の行に少年院仮退院者の保護観察開始時の有職者の割合は16.4パーセントという形になってございます。したがって、少年院から出た段階では16.4パーセントの少年たちが職が決まった形ということでございます。

先生の御指摘のように少年院の中でも就労支援というのはやっておりますが、なかなか、子供たちは今までしっかりと仕事をした経験もないというようなことで、仕事をする動機付けのようなものはきちっと身に付けるように働き掛けをしておりますし、就労支援などしておりますが、なかなか、実際にどういう仕事に就くのかというのは、子供たちも出てから決めたいというようなこと、それから、保護者の方と相談して決めたいというようなこともあるものですから、就労支援を受けて少年院の中で決めたいというような子供たちについては、しっかりと就労支援を受けるようにさせてはおりますけれども、なかなか、全員が全員、出るときに仕事を決めて出たいというところまで、決意が固まって出ているようなところはなかなかないというところでございます。その点につきましては、保護観察の方に情報提供させていただくなどして、保護観察の方でしっかりとケアをしていただくと、そこは有機的な連携を図っていくということで考えておるところでございます。

○保護局：保護局の稲葉でございます。

今、矯正局から御説明がありましたように、少年院での支援を受けまして、保護観察所の方でも就労支援を引き続き実施しています。少年院に入院している者については、在院中から様々な支援、指導を受けて就労意欲を高めています。少年院に入っていない、いわゆる1号観察として家庭裁判所で決定を受けた保護観察対象者の中には、そもそも就労意欲が低くこれを高めることがなかなか容易ではないというものも含まれておまして、保護観察所では、これらについてまず就労意欲を持たせるところから指導をしています。

そういう意味におきましては、いわゆる完全失業率の指標と申しますものは単に世の中全体を表す参考ということでありますけれども、実際に彼らを雇用してくださる協力雇用主の方々の御支援も世の中の厳しい状況にある程度影響を受けるということもございまして、その完全失業率については参考指標にとどめまして、様々な取組を進めているところでございます。

○川端座長：よろしいですか。

○田辺委員：説明は分かりますけれども、あんまり納得はしていないんです。簡単に言うと、特に少年院のところで就労支援をやった人を最後の出口というか、保護観察が終わった後、実際に少年院の中で受けた方と受けない方を対比しないとどこまで効いているのかというのが分からないんだと思うんですね。それをやはりこの目標に立てるかどうかは別にいたしまして補足しておかないと、もしかしたら無駄なことをやっているとは言いたくはないですけども、証拠ベースでこれは役に立つんだということが実証されないことをやっているかもしれないので、そこは若干御注意いただきたい、恐らく効いているというのは実感としては分かるんですけども、やはりこういうものは非常に証拠で戦わないといけない世界だと思っております。

○矯正局：ありがとうございます。その点につきましては、就労支援を希望しているお子さんたちについてはしっかりとさせていただいて、元々希望しない方と比較をしてどうなの

かということ、ただ、希望している方についても就労支援をしないで比較をするというのなかなかちょっと希望している方に難しいというところもございまして、ちょっとその辺りは悩ましいところかなと、先生の御指摘も重々分かるんでございますがそのようなところでございます。

○川端座長：六車委員，どうぞ。

○六車委員：56ページの部分と62ページの施策の2つに関係とございますか、それを併せてちょっとお聞きしたいと思ったんですけども、57ページのところを見ていただきたいんですけども、上のところに色がかかって「測定指標の選定理由及び目標値の設定の根拠」とありまして、その第2段落、「ここ数年の職業訓練の実績を見ると」と、その後なんですけれども、「受刑者の収容人員が減少し」と、これは一番基本的なデータですのでこれはデータを出すのが当然ではないかと思うんですけども、次のところでは、57ページの一番下には、刑事施設出所者数というのが載っていますので、どうしてここを出さないのかなと思ったのと、その後、「かつ職業訓練に適した受刑者がPFI刑務所に多く収容されている状況などから」と、ここでいきなりPFI刑務所が出てくるんですけども、ここで注がなくて、後の62ページの注で65ページに注があるんですけども、これどうして最初に出てくるPFIのところ注をつけていないのかと、それは細かいことなんですけれども。それから、このPFIの刑務所に多く収容されている状況、この状況がどういう状況かよく分からないですね。この文章はすごく長いんですけども、最後に、より積極的な職業訓練を実施すべきことを考えるから対前年度増とすると。こういう中でより積極的というのはどういう意味なのか。特にPFIというところで一生懸命やればやるほどこっちの方の、施策の方のデータが悪くなるようなふうにも読めるので、このところとPFIの方をうまくやるということが、PFIをうまくやるとこっちのデータが悪くなるとか、そういうふうになっちゃうのかなと思ひまして、そういう中でより積極的な職業訓練というのはどういうことを意味するのかなど。

まとまりがつかなくて申し訳ないんですけども、その2つの施策の中で対立してしまうようなところが出る心配はないのかなと思ったので、そこはどうなのかなという御質問をさせていただきます。

○矯正局：矯正局成人矯正課本田でございます。今の先生の御指摘についてお答えを申し上げます。

まず第1点目でございますが、57ページの職業訓練受講者数のところで、総受刑者数を併記していないという御指摘につきましては、特段何か大意があつてここから除外しているわけではございませんので、分かりやすい表記に変えさせていただきたいというふうに思っております。

それと、後段のPFIの施策と、こちらのPFI以外の施設での施策、職業訓練というところで、そこが相反してしまうのではないかという御指摘でございますが、確かにPFI施設と一般施設を別々の表記にさせていただいたというのは、PFI施設は専ら民間委託等を活用して実施するという事で政策体系が異なるということでここは分けさせていただいております。

一般施設においては、近年高齢化であるとか、暴力団受刑者等々処遇困難な受刑者が増加

しておりました、なかなかたくさんの方に職業訓練を実施するというのが困難な実情にはあるものの、そこはやはり少しでもハードルを下げて職業訓練に携われる受刑者数を増やしていくということを目指指標とさせていただいているところでございます。

以上です。

○**矯正局**：矯正局成人矯正課企画官の花村でございます。

まず、P F I 刑務所の注につきましては、すみません、事前に57ページのところから入れさせていただくというふうなことで改めたいと思います。

それから、先ほど受刑者の人員、それから、P F I 刑務所に収容する人員につきましても、その辺の推移がないとなかなかそれぞれ職業訓練の受講率等の数字が分かりにくいというふうなところもありますので、データとして文中なのか、表なのか検討させていただいてそこは表記して分かりやすいようにしたいと考えております。

P F I 刑務所と他の刑務所のところにつきましては、より社会復帰に向いている受刑者をP F I 刑務所に集めて、集中的に職業訓練、改善指導等を行って社会に復帰させるという取組をしております。その際、民間のノウハウを活用したいところもございますので、その対比ということでこの2つに分けさせていただいていることを補足させていただきます。

以上です。

○**六車委員**：どうもありがとうございました。

○**伊藤委員**：すみません、今の2人の委員の方とちょっと重なるんですが、63ページのP F I の職業訓練のところで受講率が200パーセントを超えるわけですね。毎年度1,000人を超える方が資格を取得すると。先ほどの少年院の話とも重なると思うんですが、これは完全に出身された方だと基本的に刑務所と縁が切れちゃうと思うんですが、仮出所であれば保護観察等々をしてこういう資格を得た方がその後、その資格を生かした就職ができたかどうかというデータというのは取れるように思うんですけれども、そういうデータがあれば、実際にこの刑務所の中で取った資格が生かされましたということになればインセンティブになるというか、そういう職業訓練を受けるということになるのかなと思うんですが、そういうデータというのはないのですか、あるいは難しいのですか。

○**矯正局**：矯正局でございます。今、御指摘をいただきましたように、なかなかその数字の分析というふうなところは難しいものがございまして、P F I 刑務所におきましては、民間の力も借りながら、私ども刑務所に戻ってきた者というふうな数字、再入ですけれども、一旦P F I 刑務所を出てほかの刑務所にまた入ってきた者、ここのデータを蓄積して分析しているところでございますので、逆に失敗事例というような形になりますけれども、なぜその人間に戻ってきたのか、その戻ってきた人間はP F I 刑務所でどんな改善指導を受けていたのか、どんな職業訓練を受けていたのかというふうな分析もできますので、その辺のデータを蓄積をさせていただいています。また、再入率の場合、5年、10年というふうな問題がありますので、データを集めながら分析を今進めているというふうなところでございます。

○**伊藤委員**：再入しなくても、そのまま社会で、仮出所で無事就職している方もいますよね。

○**矯正局**：そこは、後段の方で職業フォーラムという公共サービス改革法の取組をやっておりますけれども、例えばそこでこれだけの人員を募集して何人を面接して、そのうちの面接者が何人出所して、その出所した時点できちんとその企業に就職ができて働いているかどうか

というふうなデータも分析をさせていただいているところでございます。

○川端座長：それでは、次に基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」及び基本政策Ⅳ「国の利害に係のある争訟の統一的かつ適切な処理」に関する政策について、事務局から計画の概要を御説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅲ及びⅣの実施計画案につきまして、順次御説明いたします。

まず、お手元の資料の86ページでございます。「登記事務の適正円滑な処理」につきまして御説明いたします。本施策は、不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持などを図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正円滑に処理するという内容を内容としております。実施計画といたしましては、登記所備付地図作成作業における作業実施面積、また、動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率という指標を掲げまして、これらの目標達成状況などを踏まえまして評価を実施することとしております。本施策の政策評価実施予定時期につきましては、平成29年8月を予定してございます。

次に、92ページでございます。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」についてでございます。この施策は、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正円滑に運営するというものであります。実施計画といたしましては、帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理、市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応、供託手続のオンライン利用率の向上という3つの指標を掲げてございます。これらの測定指標の目標達成状況などを踏まえまして評価を実施することとしております。政策評価の実施予定時期は、平成27年8月としております。

続きまして、97ページを御覧ください。「債権管理回収業の審査監督」についてでございます。この施策は、暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うということの内容としております。実施計画といたしましては、債権回収会社に対する立入検査事業所数、債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況という2つの測定指標を掲げ、これらの目標達成状況などを踏まえて評価を行うこととしております。本施策の政策評価実施予定時期は、平成29年8月でございます。

次に、101ページ、「人権の擁護」につきまして御説明いたします。この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進することを内容としております。実施計画の内容といたしましては、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、また、人権相談・調査救済体制の整備という2つの指標を掲げまして、これらの目標達成状況などを踏まえまして評価を行うこととしております。本施策の政策評価実施予定時期につきましては、平成27年8月としております。

次に、107ページ、「国の利害に係のある争訟の統一的かつ適正な処理」についてでございます。本施策は、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に係のある訴訟を適正・迅速に処理するという内容を内容としております。実施計画といたしましては、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、法律意見照会制度の積極的利用の促進

という2つの指標を掲げ、これらの指標についての目標達成状況などを踏まえまして評価を行うこととしております。政策評価の実施予定時期につきましては、4年後であります平成30年8月となっております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御質問、御意見があればお願いします。

○田辺委員：1点だけでございます。87ページのところの動産、それから債権譲渡登記手のオンライン利用率のところですか。これは、利用率を目標値にしているということはそうだなとは思いますが、他方このオンラインの利用率というのは絶望的に低くて、低位安定状態です。例えば、これ特許庁の特許の申請だとほぼ100パーセントオンラインやっていますし、それから、結構あんまり進んでいないのではないと言われていた国税のe-Taxでさえ十何パーセントぐらい行っており、かつ年度で見ると大体50パーセントとかそのぐらい毎年増しているという状況なんですけれども、こちらの方は非常に率が低くて、かつ伸び率も余り高くないというか、むしろ23年度と24年度の間で利用率が低下しているということもあるので、これ何がボトルネックなんですか。後半のところの達成手段のところを見ても、ボトルネックが何かということをはっきりと明らかにして、どうやって解決しようかといったところを書いた方がはっきりするという気がいたしますので、そこら辺の御説明をいただけたらと思います。

○民事局：民事局の藤田でございます。

動産・債権譲渡登記のオンライン手続の関係ですが、御指摘のとおり、現状では利用率が低調な状況でございます。この点は、政策評価と並行して行われております行政事業レビューでも、改善が指摘されていることから、当局としてもこのオンラインの利用率の向上に今後より一層力を入れて、また、手を尽くして取り組みたいと考えているところでございます。

今、御指摘がございましたオンライン利用率が低調となっている原因の分析も行ってはいますが、大きくは2つの問題がございます。1つはオンラインの利用が可能であることについて、また、利用の方法、メリットについて利用者に十分知られていないという周知・広報の問題がございます。2つ目の問題としては、仮にオンライン手続を利用しようとしても、利用者からは当局が利用者に向けております手続の負担が重いという声があり、なかなか利用が進まなかったという点がございます。

1点目の利用に係る周知・広報については、このオンライン手続が平成17年から開始しているものですので、単にオンラインが利用可能ということを知ってもらうだけではなく、その手続方法やメリットについて分かりやすく説明したパンフレット、又はホームページの掲載等を通じて、オンライン手続に関心のある方により広く使っていただくための手段を講じているところでございます。

2点目の運用に関する対応につきましては、お手元の資料の91ページを御覧いただきますと、91ページの上の*2というところに、その点に関する新たな取組の内容を記載してございます。

これまでオンラインの利用が進まなかった一つの大きな理由としては、オンラインですと一旦インターネット経由で申請してしまうと、申請内容の訂正、補正が一切できないということが問題として指摘されていたわけですが、今回、今年6月上旬をめどといたしまして、

申請書の提出に先立ち、オンラインを利用して事前にその申請データを登記所に提出していただき形式的エラーの有無等を確認し、申請人にお知らせするという新たなスキームを導入することを予定しております。

このように、先ほどオンラインを使うことでかえって手続が重い、煩さになるという御意見に対する新たな施策も講じるところですので、今回評価の対象にさせていただくこの事項については、今後少しでも利用率が向上するよう取り組みたいと思えますし、その過程で、この場を通じて適宜御指導いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田辺委員：ありがとうございます。

○川端座長：ほかにございますか。

ないようでしたら、次に基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅴ以下の実施計画案につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、112ページを御覧いただけますでしょうか。「出入国の公正な管理」についてであります。この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進するという内容をしております。実施計画といたしましては、自動化ゲートの利用者登録数、自動化ゲートの利用率、在留資格取消件数という3つの指標を掲げまして、これらの目標達成状況などを踏まえて評価を行うこととしております。本施策の政策評価実施予定時期は、平成27年8月でございます。

次に、119ページでございます。法務行政における国際協力の推進についてであります。この施策は、国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援などを通じまして、支援対象国でありますアジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上などに資するため、法務省が所管する事務に関連して、これらに関連して有する知見などを他国に提供するなどの国際協力を推進するという内容をしております。実施計画といたしましては、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況、支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況という2つの測定指標を掲げてございます。これらの目標達成状況などを踏まえて評価を行うこととしてございます。本施策の政策評価実施予定時期は、平成27年8月でございます。

なお、基本政策Ⅶにつきましては、本年度は該当がございません。

基本政策Ⅴ以下の説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

南雲委員。

○南雲委員：112ページの出入国の公正な管理の自動化ゲート利用登録者の関係で、私もこれ登録はしてあるんですが、目標をどこに置いているのか、25年度については、自動化ゲート通過者数は132万2,000人余り、将来的にどこを見てこの自動化ゲートを行おうとしているのか、

これよく見ますと、混んでいるときは自動化の登録をするところも混んでいるんですよ。初めて登録をする人が前に何人かいると、逆に自動化ではない方が早いときがあるんですよ。そういうものをどういうふうに見てどこに目標を持っていらして、ただ登録者数を増やすという目標だけ本当に法務省が考えている出入国の自動化ゲート登録者数が増えるという政策になっていくのかちょっと私、疑問な部分があるんですが、その辺について少しお聞かせをいただきたいと思うんですが。

○**入国管理局**：入国管理局の福原でございます。先生からの御指摘について説明をさせていただきます。

まず、自動化ゲートの状況でございますけれども、現在、自動化ゲートは全国に40台ございます。これは4大空港に設置をしているわけございまして、したがって、113ページにございますとおり、4大空港の出入国数が母数になって、それに対して自動化ゲートの通過者数について、今後調べていくということになっているわけでございます。

この自動化ゲートでございますけれども、今先生御指摘のように確かに使い勝手が悪い部分がございます。これにつきましては、法務大臣の私的懇談会で出入国管理政策懇談会がございますが、ここでもやはり自動化ゲートの在り方を考えていかなければいけないという指摘がございまして、その一つが、現在、一つの審査場に一つしか自動化ゲートがないわけでございますけれども、そうしますとそこに利用者が集中してしまうという状況がございますので、これを複数台設置するという提言がございます。

この提言に従いまして、平成26年度予算要求におきまして、今40台の自動化ゲートを70台に増設するというところで予算計上しているところでございます。

また、将来的な展望ということでございますけれども、これは先ほどの出入国管理政策懇談会で昨年出された報告書の中で、日本人につきましては、自動化ゲートを使うためには事前登録をしていただかなければならないんですけども、なかなか入管に来る機会がない、外国人の方であればしょっちゅう入管に行くということはあるわけでございますが日本人の場合はそれがありません。しかし、日本における出入国の大半は日本人の出帰国でございますので、このところをどうするかということが課題になっているわけでございます。

当面は、この自動化ゲートの利用者登録を増やしていくということで対応していかねばならないのですが、将来的には、今日本人の旅券の中にはICチップの中に顔写真の情報が入っているわけでございます。もし将来的に、同一性確認に指紋ではなく顔認証が使えるようになれば、日本人については事前登録を行うことなく、この顔認証制度によって自動化ゲートを通ることができるようになるかもしれないということでございます。

実証実験の結果、現段階ではそこまで至っていないという結論が出されておりますので、当面、指紋で個人を特定する現行の自動化ゲートを利用していくこととなりますけれども、将来的にはやはり顔認証制度の利用ということを考えていかなければならないと考えているところでございます。

○**川端座長**：ほかにございますか。

ないようでしたら、以上をもちまして本日の審議事項は終了いたします。

委員の皆様には長時間にわたり、熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。本日の政策評価懇談会は本年度最後の会になりますので、最後に本年度をもちまして退任さ

れます委員の方々から一言ずつお言葉を頂戴したいと存じます。座ったままで結構ですのでお願いいたします。

それでは、柿嶋委員、お願いします。

○柿嶋委員：すみません。申し上げたいことがあったのでちょうどよかったです。そういう機会があるというのを伺っていなかったのです。

私は、この懇談会というか、審議会というか、これが発足したときに委員に就任させていただいて、初回の会合がいろいろな意味でとても印象深かったんですけども、そのとき、一番始めに出された資料で裁判所の建物を建てましたというのが始めに来ていたんですよ、評価書の。それで、なぜそういう話から始まるんですかということを私はお伺いしたんですね。そうしたら事務局の長の方が、これは法務省の中の組織の論理で順番ができていて建制順というんですというお話で、法務省の中の人間にとってはこの順番は全然不思議ではないんですけども、外部の私たちにとってはとても不思議で、何でいきなり裁判所の建物を造りましたから始まるんですかということを申し上げたのから始まったんですけども、事務局の長の方は、「まさにそういう所を御指摘いただきたい。そこにこの会議の意味があると感じました。」とおっしゃってくださいました。今日もこの会議に出席しながら、この懇談会というか、この会議の役割というのは何なんだろうということを考えていたんです。

私の理解するところでは、霞ヶ関で、政策評価、ということが話題や課題として取り上げられる前に、それをやったのは地方自治体、県です。具体的には三重県です。その新しい動きの起きた三重県へ学びに行ってみて分かったのは、政策評価は組織改革と結び付いてこそ本当に意義がある、お金と時間をかけて行うことに値するものとなるという理解でした。私は、お役所が自分自身で自己評価をする形の政策評価という在り方が最大限の意義を発揮するのは、それが組織改革の動きを生み得る、その可能性につながり得るという局面が存在してこそだと考えています。

先ほど座長が、司法制度の強化、事後救済型社会の強化との関係でクラス・アクションなど、訴訟制度の活用化について言及されました。私も、その関係では座長と同様な方向を向いた意見を申し上げたかったんですけども、そうした政策の内部に踏み込んだ発言を、この場でさせていただく意義について、この会議の位置付けがどうなのかと思い、発言を控えました。せっかくの機会をお与えいただいたので、ここで一言申し上げておきたいと思いません。

私が今教べんを執らしていただいている東大のロースクールにおいて、社会人で入学してきた人の話を引きたいと思えます。彼は東大法学部を卒業後、一流の日本企業で働いて、留学し、アメリカ留学を経て、その一流企業へ戻るができなくなりました人です。その理由は、上司が、「仕事が終わったら帰って良い」と口では言っていたものの、実際はそうではなかった。とにかく長時間労働することが、そうした形で組織への忠誠を示すことが、仕事の能率よりも優先する日本企業の在り方に疑問をもったからでした。その後外資で働いたりして、それなりにいわゆる出世はしていた。しかし、司法制度改革の志に感応して、弁護士になって自分が疑問に思った日本の社会の経済的非合理性を変えたいという志を抱き、リスクを取ってロースクールへ入学してきた人です。「人生一度しかないんだから・・・」と。

彼いわく東大のロースクールのほとんどの学生は四大大事務所就職することしか考えてい

ない。そしてその四大事務所は法人しか顧客にしません。それでは、司法制度改革の掲げた個人の権利の実現には全くつながりようがない。そして、個人の権利保護を目指した動きが大きくなるから、結局は、法人の法務化、リーガライゼーションも進まない。それが、司法制度改革が予定した法曹人口の増加が、供給過多になり、若いロースクール卒業生が就職難民になる現象を生んでいると。とても鋭い指摘だと思います。

彼は本来違法なサービス残業をどうにかしたいと考えている人です。法があっても守られていない、社会に広く行き渡っている状況を解消していかなければ、法が生きたものになりません。自分たちを縛るだけで、守ってくれない法を、国民が尊重するようになるわけがない。仕事の効率化を図る必要のない働かせ方が可能であれば、企業は経済合理的に行動するようにはならない。というか、法が法として機能していない現実にあっては、社員を働かせるだけ働かせることが経済合理性となってしまう。しかし、そうした経営の在り方は、日本企業の国際的経済的競争力を弱めるわけです。きちんと残業代を企業に払わせた方が、社員、労働者のためになるだけでなく、日本の企業のためにもなるというふうに、考えておられます。私は、彼が正しいと思います。法を実現しようと訴訟を起こすことが、経済的にペイしなければ、多くの方は訴訟を提起しません。少額の請求では、時間と訴訟費用のことを考えれば、訴訟はしない。また、そもそも会社に居る間に訴訟なんか提起したら会社に居られなくなる。しかし、最近は会社を辞めさせられる人や転職者も増えています。残業の記録は、今時のコンピュータ化された人事管理のデータで簡単に把握できる。請求権の競合というクラスアクションにすごくなじむ話だと思うんですけども、彼は時効を延長することで、請求できる額を上げ、裁判するインセンティブを上げることを提案しています。幾ら権利があるという法教育したって、実際に裁判には時間もお金もかかるわけですから、裁判を起こすということは経済合理性を勝ち取らない限り、幾ら教育しても啓発しても駄目なんですよね。多くの国民の実生活の中で、生活実感として、法は自分たちを縛ったり、苦しめたりするばかりで、自分たちを守ってくれるはずの局面では、法は無視されている、法は無力である、というのでは、幾ら法教育をしたって、建前はともかく、本音において、法に対する尊敬の念、尊重の念は湧いてきようがありません。

例えば、法教育の推進という項目が基本法制の維持及び整備というローマ数字のⅠのところのⅡの(4)にありますよね。そして、国民の権利擁護というローマ数字Ⅲのところの大きなところのⅠの(1)に人権の擁護というのがありますよね。本来、法教育というのと人権の擁護というのはものすごく密接に関連する事柄のはずなんです。それで、人権の擁護の現場でもってこういう問題が起こっているのに何でこういう問題が起こるのかというとき、その学びというのは法教育の推進に絶対フィードバックできるはずなんですよね。

この懇談会の初回出席の私の実際の見聞からしても、どうも役所というところは、放っておくと、どうしても組織の論理が先走る傾向があるようです。

これは具体的にはどういうことかという、放っておくと、お役所というところは、毎年去年と同じ事業をやり、それを拡大することには熱心だけれども、その相対的重要性が下がっても、それを縮小しようという力学は働かない。

組織ではなく、政策目標自体の達成のため、新しい工夫をする、創意工夫のため、新たな創造的な政策展開のためにこそ、政策評価の制度、システムを活用していただきたいと心か

ら願っております。そうすることが、政策評価の部局で働かれる方にとっても、それぞれの部局で働かれる方にとっても、お仕事が面白くチャレンジしがいのあるものとなるのではないのでしょうか。もう、こんなやり方は止めた方が良いのでは、というやり方を廃し、その代わりの新しいやり方を始める、試行実験して、新しいものを産む、今はやりの言葉で言えば断捨離して、生まれた余裕のお金、時間を新しいもののために活用していく、そうした可能性のために政策評価制度を使っていただきたいと思います。願っております。

○川端座長：ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願いします。

○田辺委員：長い間にわたり、法務省の政策評価懇談会を務めさせていただきました。この中で私も非常に勉強することが多かったと思っております。特に法務省は制度官庁の典型でございますけれども、ある意味では国の秩序というようなものの最も基本的なインフラを担当していて、それが地道な活動の上に成り立っているということを非常に理解させていただいた次第でございます。

この評価はいろいろな批判のあることも私も重々承知しております。ただ、一番大切なことは2つでありまして、施策において大切だと思うものは評価においても大切に扱うということと、そこで扱われたものもPDCAサイクルの中に、つまり評価のしっ放しではなくて、次のアクションにつなげていくというチャンネルをどういう形でつくっていくのかということにかかっているんだろうと思っております。

今後、法務省の政策評価を通じて、日本の法に関わる基盤的なインフラが更に拡充されることを期待しております。

どうも長い間、ありがとうございました。

○川端座長：ありがとうございました。

それでは、南雲委員、お願いします。

○南雲委員：南雲でございます。ありがとうございました。

今日、資料3で頂いたやつを事前に事務局の方と意見交換したときに、一番難しいのは資料3の1ページでございます実施に当たっての基本的な考え方の各行政機関共通の標準的な表示方法、これが一番難しいのではないのかなと。5段階にすることもよく理解はいたしますけれども、やはり各省庁が共通の標準的な表示方法って何を意味しているのかなと。これができるばもっともよくなるのになという標準的なというのが一番難しいのではないのかなということ意見交換を先日させていただきました。

このことについては、5段階表示をするといっても、5段階表示の中でもそこに持って行くどういう状況にあったのか、又はどういうプロセスにあったのか、どういう課題があってそれをどういうふうに改善をしてきて目標達成ができたのかと、そういうところが分かりませんと評価される側はおまへ何やっているんだと、上司にそういうふうに言われてくるということになりかねませんので、この各行政が標準化できるかできないかが私、この評価制度の一番の課題ではないのかなということだけ申し上げて、いろいろな意味で勉強させていただいたことにお礼申し上げます退任させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○川端座長：ありがとうございます。

前田委員、お願いします。

○前田委員：私も何年かやらせていただいて、ほかの省庁のをやったりすることもあってあれですが、正直私は政策評価する側という意識は余りなくて、法務省の側のお仕事をお手伝いするという意識の方が強くて、ですから、よく自分の知っているところだけつまみ食いにしゃべるので御迷惑かけたところがあると思うんですが、ただ、これまでの時期は社会に向かって法務省がこれだけのことをやっている、説明する義務があった時期で、ただ、少し風向きが変わってきたかと思いますが、基本的にはやはり税金でやっている以上、国民のためにこれだけのことをやっているというのを示していただくことは非常に重要だと思っております。

ただ、ここ1年、今日のも象徴的なんですけど、ばたばたサイバーだとか、そのほか指紋認証のこととかいろいろありまして、やはり国民のニーズがないところには動いていかないと。それをいかに鋭く捕まえて、やはりこれだけ大きくなるとなかなか動いていくのは大変なんだと思うんですが、今なかなか大変な時期だと思うんですけども是非頑張ってくださいと。

それは、国民は信頼していると思いますが、最後はね。ただ、少しでもより信頼されやすく情報公開し、評価を受けてやっていくことが大事だというふうに思っております。

○川端座長：ありがとうございました。

六車委員、お願いします。

○六車委員：六車です。長い間ありがとうございました。私は、ちょっと大学で教えている関係で細かいところを、文章とかちょっとうるさいぐらい言ったのではないかと思います。いろいろ文章を見ていると、やはりその文章が局とか課の顔みたいところだと思うんですね。だんだんこの局かと、隠してもこれはこの局が書いたのではないかというのが分かってくるというのもあるので、内容はほかの委員の方が言われたとおりだと思うんですけども、やはりそういう国民の目から見て分かりやすいと、自然に読んでいって疑問が起きるようなことがあったらそれを手当てしておくというような、すごく当たり前のことをやっていくと法務省の政策評価のできたものというのがほかとは違うようなものになるのではないかと、そうなってほしいなと思っています。

以上です。

○川端座長：ありがとうございました。

本日欠席の山根委員からもメッセージを頂戴しておりますので、読み上げさせていただきます。

法務省は、市民にとっては省庁の中でも特に敷居が高く、身近に感じる機会の少ない役所と言えます。しかしながら、その仕事の一つ一つは、国を支え、暮らしの安心・安全に直結するものであり、もっと理解され幅広く国民の協力等が図られることが望まれます。司法制度改革があり、消費者市民社会の構築が目指されている今、国民が社会のルールや仕組みに関心を高く持つ必要があります。法律や社会の在り方について、市民が議論したり行動を起こしたりすることが進むよう、働き掛けに努めていただきたいと思います。

政策評価の方法等については、政府の方針の変更等も多く、試行錯誤が続き、大変な作業だと感じますが、法務省の施策を幅広く国民に伝え、理解を得るために頑張ってください

と思います。施策の説明等の文章は、以前と比べ、大変分かりやすく丁寧になり、有り難いことです。法教育も少しずつ進んでいます。司法がもっと市民の身近な、使うためのものとなるよう今後の展開に期待します。

施設見学でもたくさんのご意見をいただきました。矯正施設や立ち直りに力を尽くす方々の努力に心を打たれたり、出入国に関する最新の取組等も知ることができましたが、私から多くの人へそうした情報を伝えきれなかったことが悔やまれます。

懇談会の委員は終わりますが、今後ともいろいろとお教えいただき、消費者団体としてできること、すべきことを考え実行してまいりたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

事務局の皆様、委員の皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

ということでございます。

それでは、最後に私からも一言申し上げます。

いつの間にか時間がというか、年がたってしまったという感じですが、最初は委員として、最後は座長としてこの懇談会に参加させていただきました。私が政策評価をする上でどれぐらいお役に立てたのか、貢献できたのかというのは私自身は疑問を感じるころがあって、それはやはり、それは政策そのものを検討する場ではなくて、法務省がある政策をとり、それを自己評価しているのを更に外部の識者としてコメントするということなので、二重に間接的で、本当は政策そのものの議論をしたいところなのに法務省が自分のとった政策について、評価したところについてしかコメントできないというのは隔靴搔痒の感じがあってもどかしい思いもしましたけれども、いろいろ私が申し上げた意見は的外れなことも多かったでしょうし、あるいは少しは法務省の政策のその後の改革にお役に立てた部分もあるのではないかと思いますけれども、いずれにせよ、こういう仕組みを通じて法務省の政策を外部に開くということは非常に重要だと思います。特に法務省というのは一番基幹的な省庁で、なかなか自己改革を遂げていくというのは難しいというか、あんまり勝手に変わられると国民が非常に迷惑するということでもありますから難しいところではあるとは思いますが、でも、外部環境は非常に激しく変化しております。私、民間会社の取締役会も参加していますけれども、みんな必死になって自己変革をしようとしているという時代があるのではないかと思います。

先ほど、コンピュータの専門家が法務省にはいないではないかという話も出ていましたけれども、やはり官僚のキャリアシステムそれ自体がどこまで維持できるのか、それよりやはり外部からいろいろな能力のある人を直接招き入れるシステムに開いていった方がいいのではないかと、いろいろ根本的な部分の検討もこれから多分必要になってくるんだろうと思います。

そういう中で、法務省の皆さんには非常に重要な役割を果たされているわけですので、今後もいろいろな場を通じてその政策を国民に説明しながら、着実に実行していただきたいなと思っております。

長い間どうもありがとうございました。

それでは、事務局から最後をお願いします。

○小野瀬官房審議官：事務局を代表いたしまして一言御挨拶申し上げたいと存じます。

本日は、長時間にわたり、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。御退任されます委員の皆様方におかれましては、本日まで長い間にわたりまして、当省の政策評価に御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

これまで委員の皆様方から大変数多くの貴重な御意見、御助言を頂きました。また、本日も、最後に政策評価全般にわたる御意見も頂いたところでございます。改めて心から感謝申し上げます。

当省といたしましては、今後とも、頂きました御意見を真摯に受け止めまして、引き続きそれぞれの政策につきまして、一層努力してまいりたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、引き続き法務行政に対します御理解と御支援のほどよろしくお願いいたします。

これまで御尽力いただきまして誠にありがとうございました。

○熊田秘書課付：それでは、最後に、今後の予定につきまして、事務局から申し上げます。

本日御意見いただきました内容等を踏まえまして、改めて実施計画の内容を検討し、また、早期に取りまとめた上で、法務省のホームページで公表することといたしたいと思っております。

また、本日の議事内容につきましては、従来と同様でございますが、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今回の懇談会でございますが、「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」につきまして御審議いただく予定でございます。時期につきましては、7月の開催をめぐりまして、追って日程調整をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、改めて、事務方一同からも、平成25年度をもちまして退任されます委員の皆様方に対して厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○川端座長：それでは、以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

—了